

JACLaP WIRE 号外(2005年2月14日発行)

本メールは日本臨床検査専門医会の電子メール新聞 JACLaP WIRE 号外です。

===== 号外 =====

【厚生労働省医政局総務課が病院における検体検査業務の受託要件の緩和に関し
パブリックコメントを求めています】

[_http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public/CLASSNAME=Pcm1010&BID=495040151](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public/CLASSNAME=Pcm1010&BID=495040151)

以下全文を転記致します。

病院における検体検査業務の受託要件の緩和(案)への意見募集

厚生労働省医政局総務課

平成17年2月4日

病院が検体検査業務を受託することについては、現在 i) 営利を目的としていないこと、ii) 業として(反復継続して)行っていないこと、iii) 病院本来の検体検査業務に支障を生じないこと、の全ての要件を満たした場合にみとめているところですが、先般の「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針(平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部)において、提案」主体からの要望を受けて、今後全国規模で病院における専門性の高い検体検査業務に限り、その受託に際して「業として行っていないこと」を要件と、しないこととする要件緩和を行う予定ですので、下記によりご意見を募集します。皆様から頂いたご意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成17年2月18日(金)必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。なお、提出していただくご意見には必ず「病院における検体検査業務の受託について」と明記して提出してください。

電子メールの場合

電子メールアドレス：ISEISOMU@mh.lw.go.jp

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて(ファイル形式はテキスト形式でお願いします)。

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

病院が専門性の高い検体検査業務を受託する際の要件（案）

今回の措置で病院が専門性の高い検体検査業務を受託する場合に限って「業として行っていないこと」を要件とせず「営利を目的としないこと」、及び「病院本来の検体検査業務に支障を生じないこと」のみを要件とすることとするが、受託する病院が当該業務の実施に当たり遵守すべき要件は以下のとおりである。

なお、下記（1）に示す専門性の高い検体検査業務以外の取り扱い従前の例による。

（1）病院が受託できる専門性の高い検体検査業務の範囲

- i) 病理学的検査（ii）に該当するものを除く）。
- ii) 検体中の核酸又は遺伝子を対象としたいわゆる遺伝子検査

（2）受託する病院が遵守すべき事項について

病院が業として検体検査業務を受託する際には、次に掲げる基準を遵守しなければならないこととする。

i) 受託業務を行う病院に関する基準

検査を受託する病院は、医療法第15条の2の規定に基づき病院の施設内で検査を受託する者と同様に、医療法施行規則第9条の8第1項で定める基準を満たすことが必要。

ii) 検体の受領及び搬送に関する基準

病院が他の病院等の検体検査業務を受託するに当たっては、受託する病院は、検体の受領及び搬送に関し、衛生検査所と同様の基準を満たすことが必要。

（3）その他留意すべき事項

本通知による措置については、専門性の高い検体検査業務について、当該業務を行うための施設、設備等を有する病院が当該病院本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内で受託することを認めるものであること、また、病院の非営利性を確保する必要があることから、以下の点に留意する必要がある。

i) 専門性の高い検体検査業務に係る施設、設備等について、当該業務の受託を主な目的として設置し、又は使用することは認められないこと

ii) 受託病院による検体検査業務の再委託は認められないこと

JACLaP WIRE, 号外 (2005 年 2 月 14 日発行)

発行：日本臨床検査専門医会 [情報・出版委員会]

編集：JACLaP WIRE 編集室 編集主幹：満田年宏

TEL:045-787-2721 ・ FAX:045-786-0392

本 WIRE の記事購読(配信・停止)・広告等に関するお問い合わせ先：

E-mail : uys-com@umin.ac.jp

日本臨床検査専門医会事務局 (入会・退会) に関するお問い合わせ先：

senmon-i@jaclap.org

日本臨床検査専門医会ホームページ

<http://www.jaclap.org/>

JACLaP WIRE バックナンバー：

<http://www.jaclap.org/wire/index.html#TOP>
